

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月及び同年6月

私は、60歳までのすべての期間の保険料を納付しないと、国民年金はもらえないと思っていたので、船員保険の加入期間も含め、妻の分と一緒に未納無く納めていたはずである。

申立期間に係る納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、前妻の保険料と一緒に納付しており、60歳になるまでのすべての期間の保険料を払わないと、国民年金を受給できないと思っていた。」と述べているところ、i) 申立人は、申立期間以外の60歳までのすべての期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の前妻も昭和62年1月からの申請免除期間を除き、保険料納付済期間となっていること、ii) 申立期間のうち昭和55年5月については、船員保険の加入期間であり、国民年金被保険者資格の得喪が行われ無資格期間となっているが、申立期間後の船員保険の加入期間について、特殊台帳(マイクロフィルム)及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によると、必要な国民年金被保険者資格の得喪の記録は見当たらず、国民年金保険料を納付したことが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{しんぴやうせい}がある。

また、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、申立期間の直後の資格取得日を昭和55年6月26日から同年7月1日に、船員保険被保険者資格喪失日と異なる変更処理を行ったことが確認でき、記録管理に不自然さがみられる。

さらに、申立期間当時の保険料の納付方法は3か月ごと納付であり、申立期

間直前の昭和 55 年 4 月分が納付済みであることを踏まえると、同月分を納付する際に申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難いことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月については船員保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者とはなり得る期間でないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち昭和 55 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものとして記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月及び49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、昭和47年3月の国民年金保険料を同年12月25日に納付した。最近になって、納付年月日が市区町村では収納できる期間ではないとの理由により、当該期間の保険料を還付すると言われた。

今ごろになって還付と言われても私は納付できないので、納付事実を認めてほしい。

申立期間②について、保険料未納の通知を受けたが、私は申立期間の保険料を納付しているはずなので、保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA村（現在は、B市）において、昭和47年12月25日に同村の集金人に納付したと供述するところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和46年度印紙検認記録欄には、同日付けの検認印が押されていることから、同村に申立期間①の保険料の納付があったものと確認できる。

また、B市は「申立期間当時の過年度分保険料の取扱いについて資料が無いためはっきりしないが、当時集金業務をしていた国民年金協力員は、被保険者から保険料を集金後、役場に持参し、手帳に検認印を押してもらう事務を行っていた。」としており、申立期間①の検認印を押した者は当時役場に在籍していた職員であるとしていることから、当時はA村役場において過年度分保険料についても預かり、被保険者に代わって国に納付する取扱いが行われていたとみるのが妥当と考えられる。

2 申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、国民年金保険料の重複納付により、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの保険料の還付が 50 年 7 月 11 日に決議されたことが記載されている上、還付整理簿においても、重複納付により還付処理されたことが還付金額及び日付と共に明確に記載されており、当該記載内容に不自然な点は無いため、当該期間の国民年金保険料は還付されたものと認められる。

しかしながら、申立期間②については、上記還付決定時に納付可能な期間であり、仮に当該期間が未納と記録されていた場合には、還付に先立ち還付すべき金額を当該期間に充当処理されるべきものであることから、当時申立期間②は納付済みと記録されていたものと推認できる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から7年5月まで

平成4年7月に、会社が譲渡され経営者が替わったが、私は、次の経営者に引き続き働いてほしいと頼まれた。勤め出して数か月後に、事業主から社会保険や厚生年金保険に加入できないが、国民年金保険料を半額負担すると言われたので、私が半額負担して毎月A町役場B支所（現在は、C町役場B出張所）で納付したはずである。

申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務先の事業主が国民年金保険料を半額負担してくれていたと供述しているところ、申立人が申立期間に勤めていた事業所において保管されていた給与台帳により、申立人に対して平成5年5月から7年5月までの間、当該事業所が申立人の健康保険料及び国民年金保険料の一部を負担していたことが確認できる。

また、当該給与台帳により、申立人の平成6年分の給与所得に係る年末調整において申立人が控除申告したであろう社会保険料控除の額を推計すると、平成6年中に納付すべき1年分の国民年金保険料に相当する額の控除が行われていたものと推認できることから、申立人が主張するとおり、事業所から一部負担してもらって国民年金保険料を納付していたと考えられる。

しかしながら、申立人の勤めていた事業所が、申立人に対して国民年金保険料を負担し始めた時期は、平成5年5月であり、それ以前は負担が無く、申立人も「勤め出して数か月後に、当該事業所が国民年金保険料の半額を負担すると言ったので、保険料を納付した。」と供述していることから、申立期間のう

ち、4年7月から5年4月までの保険料が納付されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から7年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1469

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年12月まで

私は、昭和53年8月に結婚し、姓が変わったこともあり、厚生年金保険から国民年金への切替手続が遅れたので、54年から国民年金保険料の納付を始めたが、翌年になって役場の人から申立期間が未納であることを指摘されたため、私の妻が私の未納保険料を一括納付してくれたことを記憶している。

年金手帳にも「初めて被保険者になった日」は昭和53年1月1日と記入されており、申立期間の未納の記録は納付できないので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金記録上、申立期間は未加入となっているが、申立人が所持する2冊の年金手帳の資格取得日は、1冊は昭和54年1月1日と、他の1冊は53年1月1日とそれぞれ記載されている一方、申立人が52年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、後者の手帳にはA町の印が押されていることから、当時、同町では、申立人を53年1月1日に国民年金に加入した者として管理していたものと考えられる。

また、実際に申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、「昭和55年になって役場の人に未納分を納付するよう指摘を受け一括納付した。」と述べているところ、当時のA町では過年度保険料の納付書を発行していたことが確認できることから、同町において指摘されたので納付したというその妻の主張には不自然さはない。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民

年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年9月まで
② 平成7年2月

私は、平成6年2月に会社を退職し、数か月後に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②のうち、納付できなかった1か月を除き、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間について、妻の保険料は納付済みであるのに、自分の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は「私が、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に毎月納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、i) 納付年月日が確認できる平成14年4月以降については、すべて同一年月日に夫婦一緒に保険料を納付していること、ii) 申立期間①直後の6年10月から7年1月までの期間及び申立期間②直後の同年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料は、8年11月から10年1月までの間に、申立人及びその妻の現年度保険料と併せて3か月分を、ほぼ毎月分割納付していたことが確認できることから、毎月夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の供述は信頼できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、周辺の国民年金被保険者の加入状況調査等により、平成7年12月ごろであることが確認でき、そのころに、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、日本年金機構Aセンターは、「社会保険事務所(当時)は、申立人の申出があれば、国民年金の加入手続を行った直後に、分割して納付できる申立期間を含む平成6年2月から7年3月までの過年度納付書を申立人

に送付したと思われる。」と回答していることから、申立期間①について当該過年度納付書により毎月納付することは可能であったと認められる。

さらに、申立期間①は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、また、申立人が保険料を納付していたとするその妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、いずれも国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立期間②については、申立人は、「いつも夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたが、申立期間のうち、1か月だけ納付する資金が不足したため、自分の保険料を納付することができなかったことをはっきり記憶しており、それは申立期間②であったかもしれない。」と述べているところ、オンライン記録により、申立期間②直前の平成6年10月から7年1月までの期間及び申立期間②直後の同年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料がいずれも過年度納付されていることが確認でき、申立期間②直前の7年1月の保険料が9年2月24日に、申立期間②直後の7年3月の保険料が9年4月28日にそれぞれ納付されたと記録されていることから、この間に資金不足が生じ、申立期間②が時効により納付できなくなった可能性がうかがえ、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、A村（現在は、B市A区）が委託していた国民年金保険料の集金人から、未納期間であった申立期間の保険料をさかのぼって一括納付できると勧められ、昭和50年5月か6月ごろ、当該集金人に約6万円を手渡した記憶がある。

申立期間の保険料は、間違いなく納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、60歳に到達するまでの期間に保険料の未納が無く、その夫も昭和36年4月から60歳到達までの期間に保険料の未納が無いことから、申立人及びその夫の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したとする時期は、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）が実施されていた期間である上、納付したとする額も申立期間について当該特例納付で納付した場合に必要な金額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、昭和50年のC業務従事期間（5月上旬から6月中旬ごろまで）中に、作業所において、集金人に勧められ、保険料の一括納付をお願いしたと具体的に供述しているところ、当時のA村では、国民年金保険料の集金業務を協力員に委嘱していたことが確認できる上、過年度分の保険料を同村の協力員が取り扱っていたことをうかがわせる事情が見受けられることから、申立人が主張するように、集金人が特例納付についても取り扱っていた可能性が

ある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和47年ごろ、A市B区役所で私と夫の国民年金加入手続を併せて行い、国民年金手帳の交付を受けた。それ以降、国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に納付してきたはずなのに、申立期間について、夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を除き、60歳に到達するまでの期間に保険料の未納が無く、60歳以降、65歳に到達するまでの期間については、国民年金に任意加入して保険料を納付するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持している国民年金保険料領収書により、昭和47年度、48年度及び昭和49年4月から12月までの分は、納付年月日及び納付場所が同一であることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録では、申立人は未納期間と記録されているところ、その夫は納付済みと記録されていることから、申立人の保険料のみが納付されていなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後が納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、将来のために、昭和 41 年に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金に任意加入し、保険料は滞ることが無いよう意識して納付してきた。

申立期間については、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、すぐに A 町役場で国民年金の任意加入手続を行い、発行してもらった納付書により、保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年から国民年金に任意加入しており、その加入期間には、申立期間を除き保険料の未納期間が無く、厚生年金保険及び国民年金第 3 号被保険者資格喪失後の切替手続も遅滞なく適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の A 町の国民年金被保険者名簿には、当初「54. 4. 1 任」と記載されていた資格取得欄の「54」が「53」に訂正された形跡が認められる上、オンライン記録の資格取得日も「53. 4. 1」で一致していることなどから、申立人が申立期間の直前に勤務していた厚生年金保険適用事業所を昭和 53 年 4 月に退職後、同町で国民年金（任意加入）への切替手続を遅滞なく行ったものと推認できる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、6 か月の厚生年金保険被保険者期間を除く前後の期間に国民年金保険料の未納期間は無い上、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないことから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和32年1月10日に、同資格喪失日に係る記録を同年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から同年9月25日まで
昭和21年2月にA社に入社し、52年1月末日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間は転勤した時期であるが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録、当時の社員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の人事記録では、申立人は昭和32年1月10日付けでA社B支店から同社C支店D事業所E作業所に異動しているが、複数の同僚は「当時、D事業所のF事業は本店の直轄事業であり、D事業所E作業所の社員も本店の所属であった。」と供述しているところ、A社本店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ32年1月10日に同社E作業所に異動したとする同僚は、同日に同社本店において厚生年金保険被保険者資格を取得

している上、そのほかに同社本店において厚生年金保険の加入記録が確認できる5人について、A社では「申立期間中にD事業所E作業所に勤務していた。」と回答している。

また、前述の同僚は「D事業所は昭和32年9月から営業を開始し、C支店の管轄となり、F事業に従事していた社員の一部はC支店の所属となったが、D事業所E作業所に兼務しG事業に従事したと記憶している。」と供述しているところ、前述の人事記録によると、申立人は昭和32年9月25日に「D事業所兼E作業所」との発令を受けている上、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和32年9月25日から同社C支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立人は申立期間においてA社本店において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係るA社本店における社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から32年4月21日まで
② 昭和32年9月1日から33年3月1日まで
③ 昭和34年11月1日から35年12月15日まで

申立期間①については、B社（現在は、C社）D支店E営業所に現地採用され、作業員として勤務した。入社3年後に、F資格試験に合格し、作業員の指導に当たっていた。

申立期間②については、A社のG営業所において、F資格を持っていたことから、F職として勤務した。

申立期間①及び②について、H作業所において勤務していたので、厚生年金保険被保険者種別を訂正してほしい。

申立期間③については、昭和34年11月1日に、I省J局K事業所の臨時雇用員として採用され、その後、35年12月15日付けで同事業所の常用雇用員として通年雇用となった。

申立期間③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A社に入社した経緯について、「A社では、当時、F職の資格を持っている職員を必要としていたことから同社へ転職した。」と詳細に供述しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚及

び申立人が名前を挙げた者で当該事業所の元請会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、H作業所において勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間②に当該事業所において作業員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、当該事業所においては「H作業所においてF職としての勤務であったことから、給与は高額であった。」と供述しているところ、i) 申立人から提出されたF資格の合格証により、申立人は、当該事業所に入社する前の昭和31年11月に同資格を取得していることが確認できること、ii) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、当時、当該事業所のL職であった者及びM業務を担当していた者と比較して高額であること、iii) 申立人の供述及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、当該事業所において申立人と同様の勤務をしていた者はいなかったと推認できるところ、申立人がH作業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚で当該事業所の元請会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、申立期間②において元請会社の同被保険者名簿において第3種被保険者として記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により当該事業所は平成17年3月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため確認できないが、事業主による厚生年金保険の第3種被保険者資格取得届及び喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第3種被保険者資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年9月から33年2月までの第3種被保険者としての厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人の勤務内容に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がB社D支店E営業所においてH作業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D支店に照会したところ、「現存する書類からは、当時、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として取り扱われていたか否かについては確認することはできない。」と回答している上、同社から提

出された「厚生年金保険者名簿」の写しには、厚生年金保険被保険者の種別については記載されていないことから、申立人が申立期間①において第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立人が、H作業所において一緒に勤務していたとして当該事業所の複数の同僚及び元請会社の職員の名前を挙げていることから、このうち所在が確認できた者、並びにB社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できた者の合計11人に照会し8人から回答が得られたところ、複数の同僚が、申立人と一緒に勤務していたと供述している一方で、「私も、H作業所において勤務していた。」と供述している同僚4人について当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、全員が第1種被保険者の記録であることから、当該事業所では、当時、第3種被保険者としての届出は行っていなかったものと考えられ、申立人のみが申立期間①において第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは考え難い。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により確認できる申立人の標準報酬月額、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち同年齢の同僚と比較すると、おおむね一致している。

加えて、申立期間①における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人及びI省N局から提出された申立人の人事記録により、申立人が、I省J局K事業所において、昭和34年11月1日に臨時雇用員、35年12月15日に常用雇用員（作業員就業規則第*条適用）となり、同年同月に共済組合員となった上、37年4月1日に正職員となったことが確認できる。

しかしながら、I省N局に照会したところ、「O事業所史によると、厚生年金保険についてはI省通知により取り扱われていたと思うが、申立人の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、I省J局K事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人に照会し4人から回答が得られたところ、自身が記憶している勤務期間及び雇用形態とオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者記録及び共済組合員期間を照会した結果、全員が常用雇用員となった時点で厚生年金保険被保険者となり、そ

の後、3人は正職員となった時点で共済組合員になったことが確認できる上、残る一人については常用雇用員の期間中に厚生年金保険から共済組合員となっているものの、常用雇用員になる前の臨時雇用員の期間については、厚生年金保険に加入していないことから、当時、当該事業所においては常用雇用員になる前の臨時雇用員は厚生年金保険に加入せず、常用雇用員になった時点で厚生年金保険に加入し、その後、正職員となった時点で共済組合員となるのが一般的な取扱いであったと考えられるが、申立人は、上述の人事記録で確認できるとおり、何らかの事情により、常用雇用員となった時点で、厚生年金保険に加入することなく直ちに共済組合員となったものと考えられる。

さらに、I省J局K事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間③について申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、厚生年金保険第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月9日から20年10月21日まで
厚生年金保険の加入について、申立期間の加入記録はあるが、第1種被保険者としての加入となっている。

昭和19年9月9日から20年10月21日までA社B事業所に勤務し、C作業所においてD業務を担当していたので、第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、C作業員としてA社B事業所に勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出された申立期間に係る日記及び当時一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、当該事業所においてC作業所での業務に従事していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者種別は、第1種被保険者とされているが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について所轄社会保険事務所（当時）に確認したところ、「昭和28年2月の火災において焼失しており、いまだに完全に復元していない。」との回答である上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては申立期間に係る被保険者記録が確認できないことから、申立人の被保険者記録を確認することができない。

また、申立人が当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた4人については、その全員が申立人を記憶しているところ、そのうちの二人は、「申立人

は、自分と一緒にC作業所でD業務に従事していた。」と供述しており、そのほかの一人は「申立人は、C作業所で仕事をしていた。」と供述している上、申立人がC作業所で一緒にD業務に従事していたと供述した者のうちの一人及びC作業所で仕事をしていたと供述した一人は、いずれも申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことがオンライン記録又は健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録から確認できることから、申立人は、申立期間当時当該事業所において厚生年金保険第3種被保険者であるC作業員として勤務していたことが認められる。

さらに、申立てに係る厚生年金保険の被保険者種別が異なっていることの原因としては、事業主による届出誤り、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者台帳への記入漏れ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、保険者も当該被保険者名簿の復元を為し得ない状況の下で、事業主及び申立人のいずれの責に帰することができないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち昭和 52 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日、同資格喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 20 日から 42 年 4 月 25 日まで
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 10 日まで
④ 昭和 56 年 4 月 25 日から同年 10 月 27 日まで

申立期間①は、C 社に勤務し、現在の D 市 E 区 F 地区にあった建物で、G 業務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、H 社に勤務し、I 職として J 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社では、K 業務にも従事していた。

申立期間③は、A 社に L 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社の本社は M 市にあったが、私は、D 市 N 区 O 地区の事務所で L 職として勤務していた。

申立期間④は、P 社に Q 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該期間のうち、昭和 56 年 8 月分の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、オンライン記録により、当該期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、申立人と同様にL職であったとの供述が得られた者及びR職であったとの供述が得られた複数の者が、いずれも、「申立人とは昭和52年5月はじめから同年10月末日まで一緒に勤務した。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間③のうち昭和52年5月1日から同年10月31日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の厚生年金保険被保険者であった者が、いずれも、「昭和52年にA社のD市の事務所でL職として勤務していたのは、申立人を含めて3人であった。」と供述しているところ、申立人を除く二人については、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも、申立期間③のうち昭和52年5月1日から同年11月1日までの期間においてA社で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、前述のL職であった者及びR職であった者は、いずれも、「申立人は、他の二人のL職と雇用形態や業務内容に違いは無く、同様の業務に従事していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち昭和52年5月1日から同年11月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間③のうち昭和52年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年11月1日から53年4月10日までの期間については、申立人と一緒に勤務していたとの供述が得られた上述の被保険者からも、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、オンライン記録により、当該期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された4人に照会したものの、申立人が当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間③のうち昭和52年5月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人と一緒にL職として勤務したとの供述が得られた上述の被保険者のA社に係る同年5月から同年10月までの社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間③のうち昭和52年5月1日から同年11月1日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人に

係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③のうち同年5月1日から同年11月1日までの期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、オンライン記録により、当該期間においてC社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、経営者も替わっているため、当時の状況は分からない。」と回答している上、申立人が当時の事業主であったとする者も生存及び所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務し専務であったとする者は、生存及び所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人は昭和40年4月5日に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した後、同年8月31日に資格喪失しており、申立期間①の大半について、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、オンライン記録により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したところ、回答があった3人のうち1人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、自身が記憶する入社時期から1か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の一人は「C社には2回勤務した。」と供述しているところ、自身が記憶する2回目の勤務期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、これらの者から同保険に加入していない期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。一方、当該3人のうち1人から、当時、当該事業所で勤務していたとの供述が得られた者一人に照会したところ、「私は、昭和39年3月ごろから41年ごろまでC社に勤務しており、申立人を知っているが、私も、同社での厚生年金保険加入記録が確認できない。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同人が当該事業所において同保険の被保険者で

あった形跡は無い上、同人から、当該事業所で勤務していたとする期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、勤務していた者全員を同保険に加入させていたものではなく、加入させた場合でも、入社後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち昭和42年6月1日から同年11月30日までの期間においてH社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、H社の当時の事業主に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、回答があった7人のうち、商業登記簿謄本の記録により、申立期間②において当該事業所の取締役であったことが確認できる者は、「当時、J業務担当で正社員として厚生年金保険に加入させていた者は、専属のI職であった3人だけであり、申立人はその中にいない。申立人は中途採用者か短期間の期間雇用者だと思われるが、中途採用者等の場合、定着できるかどうか一定期間様子を見ており、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同人が専属のI職であったとする3人は、いずれも申立期間②前後において同保険の被保険者であったことが確認できるほか、当該7人のうち、申立人を知っているとの供述が得られた一人は、「私は高等学校の新卒者で学校の紹介で入社したため、会社から説明を受けて厚生年金保険に加入したがI職、作業員や中途採用の者については、入社、退社の出入りが激しかったため正社員とはせず、厚生年金保険にも加入させていなかった。」と供述している。この一方で、当該7人のうち他の1人については、自身が記憶する入社時期から1年後

に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同保険に加入する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、中途採用の者等について、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④については、オンライン記録により、当該期間においてP社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、P社は平成3年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるほか、当該事業所の事業を継承したS社に照会したものの、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間④においてP社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者31人に照会したところ、回答があった15人のうち、採用及び研修担当であったとの供述が得られた者は、「当時、P社では試用期間があり、どんな職種でも採用後3か月間は社会保険に加入させていなかった。申立人は、試用期間中に同僚とトラブルを起こしたため、本来は解雇される場所であったが、試用期間の延長を条件に勤務することを認めたものであり、この期間も厚生年金保険には加入させていない。試用期間及びその延長期間において同保険料を給与から控除することは無い。」と供述しているほか、当該15人のうち他の3人も、「P社では試用期間があった。」と供述しているとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月後、4か月後、2年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、同保険に加入する以前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわ

せる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立人が申立期間④中の昭和 56 年 8 月分のものであると主張する所属年及び事業所名の記載が無い給与明細書については、記載された厚生年金保険料控除額及び政府管掌健康保険料控除額が、オンライン記録により、申立人のT社における厚生年金保険の加入記録が確認できる61年8月の標準報酬月額に当時の各保険料率を乗じた金額といずれも合致することが確認できる一方で、当該給与明細書に記載された給与支給額から推定される報酬月額に申立期間④における各保険料率を乗じても各控除額とは合致しないことを踏まえると、当該給与明細書は申立期間④に係るものではなく、T社における61年8月分の給与に係るものであると考えるのが妥当である。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和26年11月18日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月10日から同年10月15日まで
② 昭和26年11月18日から同年12月1日まで

昭和26年6月10日、A社C支店に採用となり、同年11月まで勤務した後、同社B支店に転勤となった。同社における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、両申立期間について、加入記録が無かった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、事業主から提出のあった人事異動の発令簿の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和26年11月18日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、A社から提出のあった職員票の写しには、申立人の入社日が昭和26年6月5日と記載されており、申立人が主張する勤務開始時期とほぼ一致していることから、申立人が申立期間①において同社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社C支店は昭和26年10月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、同社C支店は、昭和32年7月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、当時の社会保険の届出や納付に関する資料が無いと回答しているほか、申立人が、当時一緒に勤務していたとする同僚二人も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人が昭和26年6月から一緒に勤務したとする上記の同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ同年10月15日となっており、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、同社C支店と同時期に厚生年金保険の適用事業所となった周辺の6支店について、これら支店が適用事業所となる前に現地の支店で新規採用されたとする同僚は、同社に係る被保険者名簿において、いずれも各支店が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、各支店における資格取得日前の期間に同社本店等において厚生年金保険被保険者資格を取得している状況はうかがえない。

その上、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、厚生年金保険第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 23 年 1 月 1 日まで

昭和 19 年 6 月 1 日から 23 年 10 月 8 日まで、A社においてC作業所のD職として勤務していたことから、申立期間については、厚生年金保険の被保険者種別は第1種被保険者ではなく、第3種被保険者であったはずである。

申立期間の厚生年金保険の被保険者種別を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日から 23 年 10 月 8 日まで、A社B事業所において、D職としてC作業所での業務に従事していたとしているが、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、当該事業所において、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の第1種被保険者として被保険者資格を取得し、23 年 1 月 1 日に被保険者種別を第3種へ変更したものとされている。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険の第3種被保険者であったことが記載されている。

また、複数の同僚が、申立人が申立期間当時、当該事業所で「D職としてC作業所での業務に従事していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所（当時）に届出を行ったと認められる。

北海道厚生年金 事案 1844

第1 委員会の結論

申立人のA社における平成9年2月から同年10月までに係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における平成9年1月に係る標準報酬月額の記録については、32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年11月30日まで

A社に転職する際、転職直前の会社における月額給与と同額以上になるよう依頼し、それが受理されたので同社に入社した。

同社が倒産するまで、月額給与が大きく変わることは無かったが、オンライン記録では倒産後に自分の標準報酬月額が減額訂正されている。

申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額と控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が異なっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年2月から同年10月までの期間の厚生年金保険標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）の後の同年12月5日付けで、同年2月から同年9月までを22万円、同年10月を20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成9年12月5日に申立人を含む99人がさかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できるととも

に、99 人中 34 人は、既に標準報酬月額が減額訂正前の標準報酬月額の記録に再訂正されていることが確認できる。

さらに、閉鎖事項全部証明書によると、申立人が申立期間当時に当該事業所の役員であった記録が無いことから、申立人は、当該事業所において役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、当該訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成9年2月から同年10月までは32万円に訂正することが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成9年1月の標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は22万円となっており、この標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された形跡は見られない。

しかしながら、申立人が提出した平成9年2月支給の給与明細書（写し）により、申立人は、同年1月において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により、消滅する前に事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成8年8月から同年12月までの期間の標準報酬月額について、申立人は「転職前の給与額を下回らないことを条件に、当該事業所に入社したので、オンライン記録による22万円の標準報酬月額は間違っている。」と主張している。

しかしながら、i) 申立人が提出した平成8年11月支給の給与明細書（写し）には、厚生年金保険料控除額が5万5,385円と記載されており、これを前月である同年10月分の保険料控除額であると仮定すると、これに見合う標準報酬月額は約64万円となり、当時設定されていた厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（53万円）を超過することとなり、1か月分の厚生年金保険料控除額とは考え難いこと、ii) 申立人は、8年8月から同年10月までの給与明細書（写し）を提出していないため、当該期間における厚生年金保険料の控除額は確認できないが、前述の厚生年金保険料控除額5万5,385円は、オンライン記録による当該期間の標準報酬月額である

22 万円に見合う厚生年金保険料控除額の合計額と合致すること、iii) 申立人が提出した8年12月及び9年1月支給の給与明細書(写し)には、厚生年金保険料控除額がいずれも1万9,085円と記載されており、これは、オンライン記録による8年11月及び同年12月の標準報酬月額である22万円に見合う厚生年金保険料控除額であること、iv) オンライン記録には、当該期間における標準報酬月額の記録をさかのぼって訂正した等の不自然な事務処理の形跡が見られないことが確認できる。

また、申立人が提出した平成8年分の源泉徴収票(写し)及び前述の給与明細書(写し)により試算した同年8月から同年10月までの3か月間の月額給与の合計は66万3,958円となり、1か月当たり22万円程度であることが確認できるところ、オンライン記録による当該期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成8年8月から同年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1474

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年4月まで

私は、昭和51年8月にA社を退職し、会社や義父から国民年金の加入を勧められていたので、結婚した同年11月に国民年金に任意加入した上、保険料を納付してきた記憶がある。

何年か前に社会保険事務所（当時）で、私と夫の年金記録を確認した時には未納期間が無くすべてつながっていたはずであるが、この度の社会保険事務所の国民年金保険料納付記録の照会回答によると、未加入期間がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月ごろに国民年金に加入し、保険料を納付してきたとしているが、オンライン記録では、任意加入した日は53年5月20日となっている上、申立人は現在持っている手帳以外に国民年金手帳の交付を受けたことが無いと述べるその手帳の記号番号は、53年5月ごろに払い出されたものと推定されることから、国民年金の加入手続はそのころB市で行われたものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和51年9月及び同年10月は強制加入期間であり、加入手続をしたとみられる時点では、納付が可能であったが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

さらに、申立期間のうち、昭和51年11月から53年4月までの期間は、国民年金の任意加入の対象となる期間であるが、任意加入は、制度上、さかのぼって加入することができないため、加入手続をしたとみられる時点では、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間に係る別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

ねんきん特別便が届き、私は、内容に間違いのない旨回答したが、その後、私の妻の国民年金保険料が未納と分かったので、自分の保険料の納付状況を確認したところ、妻と同じ申立期間が未納期間となっていることが分かった。

私も妻と同じく手帳にシールをはり、保険料を納付してきたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の妻も申立期間は未納期間となっているほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者調査結果及び申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、昭和41年11月ごろ夫婦連番で払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は申立期間後の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を42年1月に過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付可能な期間の保険料として、申立人の妻が当該期間の保険料をさかのぼって納付したものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1476

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は65歳になった翌日、A社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の受給手続をしたところ、国民年金加入期間のうち3年6か月間が未納と言われた。確かなことが分からないまま国民年金を受け取っていたが、平成21年3月に社会保険事務所(当時)で、いつの期間が未納であるのかを聞いたところ、申立期間が夫婦共に未納期間と教えられたので驚いた。

私は、昭和36年4月に資格取得し、印紙を買って夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納になっていることは納付できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の夫も申立期間は未納期間となっているほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者調査結果及び申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日により、昭和41年11月ごろ夫婦連番で払い出されていることが推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は申立期間後の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を42年1月に過年度納付していることが確認できることから、その時点で納付可能な期間の保険料として、申立人が当該期間の保険料をさかのぼって納付したものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1477

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年1月まで
私はA市で平成14年10月7日に国民年金への加入変更手続きを行い、保険料を納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同月7日にA市に転入したことにより住民異動届を提出した際、年金手帳の住所変更欄にも転入後住所が記載されたことをもって、国民年金への切替手続きを行ったはずであり、保険料も納付しているはずだとしているが、オンライン記録により、申立期間に申立人が国民年金第1号被保険者と記録された形跡は無く、申立人の国民年金が未手続であるために、14年12月に国民年金への加入勧奨状が作成されたこと、及び16年8月に未適用者一覧表が作成されたこと等が確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その納付金額及び納付場所の記憶が定かではなく、具体的な納付状況が確認できない上、平成14年度以降の国民年金保険料納付書については、社会保険庁（当時）がオンライン記録に基づき作成し送付していることから、申立期間が国民年金第1号被保険者と記録されていない申立人に対し、納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から13年2月まで

私は、会社を辞めた平成10年11月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、同市役所から送られて来た納付書により毎月金融機関で納付していた。

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が第3号被保険者期間となっているが、申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付していたはずなので、当該期間の納付済保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年に会社を辞めた後は、その夫の扶養家族となり、夫が退職するまで夫の健康保険被扶養者であった旨供述している上、申立人の夫の11年分及び12年分の給与所得源泉徴収票には、配偶者特別控除の額が記載されていることから、申立人は、申立期間当時、その夫の被扶養者であったものと確認できるほか、当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」は、夫の厚生年金保険料等の相当額とみられ、申立人の国民年金保険料は含まれていないことが確認できる。

また、申立人が所持する「年金手帳」の「国民年金の記録」欄には、「被保険者となった日」が「平成10年11月1日」、「被保険者の種別」には「強」が○で囲まれて取消線が引かれているところ、それにかぶさるように「3号A」のゴム印が後から押されている形跡が見られることから、当初の国民年金第1号被保険者資格が第3号被保険者資格に訂正されたようにみられるものの、i) A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の第3号被保険者資格取得に係る届出日が平成10年11月30日であると推認できること、ii) オンライン記録及び同市の被保険者名簿により、申立人の資格記録及び納付記録が変更(訂正)さ

れた形跡は確認できない上、共に第3号被保険者の資格取得日が10年11月1日で一致していることなどからみて、申立期間が第3号被保険者期間とされている公簿上の記録に不自然さはみられない。

さらに、国民年金第3号被保険者は、制度上、国民年金保険料を個人で納付する必要が無いことから、第3号被保険者である申立人に対して納付書が発行されたものとは考え難い。

加えて、i) 申立人の夫は、平成13年3月に退職していること、ii) オンライン記録では、申立人に係る第1号被保険者に該当する加入勧奨対象者の一覧が同年5月24日に作成された上、A市に送付されたこと、iii) 同市の国民年金被保険者名簿により、申立人の第1号被保険者資格取得に係る届出日が同年8月2日であると推認できること、iv) オンライン記録及び申立人の所持する領収書により、申立人の同年3月の過年度保険料及び同年4月から同年8月までの現年度保険料は、同年8月にそれぞれ納付されていることが確認できることなどから、同年8月の第1号被保険者の届出以降に発行された納付書により、第1号被保険者として国民年金保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

その上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から53年3月まで

私は、家業を手伝うため、昭和48年6月にそれまで勤めていた会社を退職したが、すぐに家業の経営者である母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた上、それ以降、私と夫の結納(昭和53年3月)まで、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私の母親は、私の弟や妹の国民年金保険料も納付してくれており、私の保険料だけ納付していないということは考えられないので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和48年6月ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれた上、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳は、申立人が昭和61年4月に国民年金第3号被保険者資格を取得した際に発行されている上、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が初めて国民年金に加入したのは61年の時点であり、申立期間は未加入期間であったものと推認できる。

さらに、申立人は、その母親が申立人のほかに同居していたその弟及びその妹の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録では、その弟は申立期間の大半に当たる昭和48年6月から52年3月までの期間は、国民年

金の未加入期間である上、その妹の20歳に到達した53年*月も未加入期間である。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、満18歳で家業のA社に勤務していたが、昭和35年ごろに、B市C町内会の民生委員が、私の母親に対し、国民年金加入について熱心に勧誘に来ていたので、自然に国民年金制度への関心を持つようになり、36年4月に、父、兄及び姉を除き、私の母親と末娘である私の2名だけが国民年金に加入することとなった。

加入手続は、A社の事務室で行い、私は母親と共に申込書に記入の上、それぞれが自分の印鑑で捺印し、その民生委員が書類を点検した後、母親が2名分の国民年金保険料相当額を金庫から出して、その民生委員に支払ったことを鮮明に記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月にB市C町内会の民生委員に対し、申立人とその亡母の二人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人、申立人の兄夫婦及び申立人の姉を含む4人の記号番号が連番で払い出されていることが確認できるほか、オンライン記録では、この4人は共に国民年金の強制被保険者資格を昭和35年10月1日に取得している（申立人の亡母は、昭和36年4月1日に国民年金の任意加入者として資格取得している。）ことが確認できることから、その申立人の主張には不合理さがみられる。

また、申立人は、民生委員が国民年金の加入勧誘に来ていたとしているが、

B市では、「昭和36年5月に地域・職域を単位とする納付組織D会が発足し、平成14年3月に解散したが、同会に加入勧誘委託をしていなかったと思われる。」旨回答しており、民間人が戸別訪問によって国民年金の加入勧誘を行っていた事実は確認できない上、町内会の民生委員が同会に所属していたとしても、同会が設置される以前に、既に国民年金に加入していた申立人及びその亡母に対し、その民生委員が国民年金の加入勧誘を行ったものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、申立人の亡母が納付してくれていたとして申立人自身は関与していないことから、申立期間に申立人と同居していたとするその姉に聴取したところ、申立人の亡母が、その当時、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られず、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録は、共に申立期間について未納で一致している上、申立人と同時に国民年金に加入したその兄夫婦及びその姉は、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付しておらず、その姉を除き、申立人及びその兄夫婦は、昭和38年度分の保険料を納付していることで記録は一致しており、同年度分から保険料の納付を開始した状況がうかがえる。

その上、申立人の亡母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年3月まで

私は、昭和46年12月に会社を退職した翌月の47年1月に、A社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。それ以降、国民年金保険料は口座振替で納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一所持するオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月から使用されているものであり、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿から54年12月に払い出されていることが確認でき、そのころに申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年1月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は未加入期間であったものと考えられ、47年1月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間は特例納付によるほかは保険料を納付できないところ、申立人は過年度納付以外にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしており、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、昭和52年度及び53年度の国民年金保険料が過年度納付された形跡が認められることから、申立人が国民年金に加入した時点で、時効完成前までの過年度納付が可能な期間のみの保険料をさかのぼって納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、口座振替で納付して

いたとしているが、B市で保険料の口座振替制度が開始されたのは、昭和 50 年 4 月であることから、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年3月まで

私は、昭和50年11月に夫と結婚し、同月に私の夫がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた上、それ以降、私の夫が夫婦の国民年金保険料を併せて納付してくれてきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和50年11月に、申立人の国民年金の加入手続きを行い、それ以降は、その夫が夫婦の国民年金保険料を併せて納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は加入手続き等に関与していない上、申立人の夫は療養中であることから、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付について聴取することはできず、当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和52年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、加入と同時に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の50年1月までさかのぼって資格取得されたものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行った時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人には、その夫がさかのぼって保険料を納付したとする記憶が無い。

加えて、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料が納付され

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年4月までの期間、6年12月から8年3月までの期間及び同年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年4月まで
② 平成6年12月から8年3月まで
③ 平成8年12月から9年3月まで

申立期間の国民年金については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した都度、A市B区役所に行った際に、窓口担当者から国民健康保険と併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うように促されていたので、私自身が国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、又は毎月納付に行けない時には数か月分をまとめて、私自身が納付書に現金を添えて、いろいろな郵便局か金融機関の窓口で納付したと記憶している。また、私がC社を退職した時は、サリン事件が新聞・テレビ等で頻繁に報道されていた時期だと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付しているはずなので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、未届であった申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得及び同資格喪失記録が判明したことから、国民年金記録に平成8年10月に追加処理されたことによって確定した未納期間であることが確認できる上、それ以前の資格記録は、元年12月25日に厚生年金保険の加入者になったことを理由とする同日付けの国民年金被保険者資格喪失が最終記録であることから、申立人に対して、A市B区役所から当該期間に係る納付書が交付されることは無かったものと考えられる。

また、申立期間①については、国民年金被保険者資格記録の追加処理が行われた平成8年10月の時点において、既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②については、当該追加処理が行われた時点において、時効が完成しておらず、過年度分として保険料を納付することができた期間であるが、申立人は、過年度納付書を受領したこと及びさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、現年度内に納付していると主張していることから、供述内容には不自然さがみられる。

- 2 申立期間③については、オンライン記録により、過年度納付書が平成11年2月5日に発行されていることが確認でき、その時点では、8年12月の保険料納付の時効が既に成立していることから、9年1月から同年3月までの過年度納付書が発行されたものと考えられるが、申立人は、当該期間の保険料について、過年度納付書により納付した記憶が無い。

また、申立期間③の4分の3は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、このころには年金記録業務のオンライン化、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

- 3 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年12月10日まで

昭和37年9月に営業所長として勤務していたA社のB営業所の業務を引き継ぐ形でC社を設立し、代表取締役として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

税理士を通じて厚生年金保険の適用事業所の手続を行い、同社設立の2か月程度後に適用事業所となったはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、C社は昭和37年9月12日に設立され、申立人が代表取締役であることが確認できるものの、適用事業所名簿及びオンライン記録では、当該事業所は38年12月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は申立期間当時の従業員は自分を含めて3人としている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年12月10日の厚生年金保険の被保険者数は申立人を含め4人であることから、当該事業所は社会保険庁長官(当時)の認可を受けることによって健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となることのできる任意包括適用事業所であったところ、当該事業所では、当時の資料は保存されておらず、認可申請を行ったとする税理士の所在も不明であることから、任意包括適用事業所の申請時期等について関連資料等を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同時に厚生年金保険の被保

険者資格を取得した3人のうち1人は連絡先が不明である上、連絡が取れた二人のうち一人は「昭和38年3月から勤務したが、入社後半年程度は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述しており、他の一人は「昭和38年12月から勤務し、自分を含めた数人の厚生年金保険の加入手続を行ったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 31 日から 52 年 5 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月にA市のB社に再度入社し、52 年 12 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
冬期間も途切れることなく勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚及び事業主の妻は、申立人が申立期間にB社においてC業務に従事していたとするものの、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 57 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

また、申立人は、申立期間は通年で勤務していたと申し立てているが、雇用保険被保険者種別の記録によれば、申立期間前後の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 52 年 5 月から同年 12 月までの期間は、夏季期間を雇用とする短期特例被保険者であることが確認できる上、申立期間において、申立人には求職者給付金が支払われていたことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち 3 人は当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないところ、事業主の妻は「当該二人のうち一人はアルバイト、別の一人は請負のC業務従事者で社員ではなく、厚生年金保険には加入させていない。」と供述している上、他に連絡の取れた一人も「通年で勤務していた。」と供述するが、冬期間の 4 か月間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚で勤務期間の供述が得られた二人も、記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致しない上、当該二人は「当時、給与の遅配等があった。」としており、厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 30 日から 29 年 1 月 1 日まで

昭和 24 年にA社に入社し、28 年 12 月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録によると、昭和 63 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所では当時の資料を保存しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 16 人のうち 8 人は死亡又は連絡先不明である上、連絡の取れた 5 人のうち 1 人は申立人を記憶しておらず、他の 4 人は申立人が当該事業所に勤務していたとするものの、申立人の勤務期間について具体的な記憶が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び退職時期についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚のうち残りの 3 人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、前述の連絡の取れた同僚 5 人のうちの 1 人は、記憶する退職時期より相当期間前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる 9 人に照会したが、連絡の取れた 7 人のうち 1 人は、申

立人が申立期間中に勤務していたとするものの、残りの6人からは、申立期間における申立人の勤務実態等について具体的な供述を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立人は申立期間中に事故及び疾病により入院し、病氣療養のため昭和28年12月末に退職したと主張しているところ、申立人が入院したとする病院に照会したが、当時の入院等の記録は保存されておらず、申立ての事実に係る関連資料等を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社B出張所には、昭和 35 年 4 月 1 日から勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 36 年 6 月 1 日として記録されており、この記録は、私が記憶している勤務実態と相違しているため、当該事業所に係る同保険の被保険者資格取得日について、35 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間において、A社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B出張所は昭和 46 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の出張所長及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、同社本社及び当該事業所の事業内容を承継した同社C支店に照会した結果、いずれも「申立期間当時の関係資料が保管されておらず、確認できる資料が無いことから、詳細は全く不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することはできない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が申立期間において共に勤務していたとしている申立人の夫、義父及び義弟のいずれについても、A社B出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に、昭和 36 年 6 月 1 日として記録されていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚についても、

同様の記録となっていることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、昭和 36 年 6 月 1 日において、A 社 B 出張所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 52 人のうち、所在が特定できた 13 人に照会し、このうち 8 人から回答が得られたところ、これら 8 人のいずれもが、当該同僚本人が記憶している同出張所における入社時期と同保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、最大で 39 か月相違していることが確認できる上、このうち 6 人が「申立期間当時、厚生年金保険については、入社日から適用されていなかった。」と供述している。

加えて、前述の同僚 6 人のうち 5 人が、「申立人と同様に、D 業務に従事していたが、同業務に従事していたのは臨時職員であり、臨時職員には厚生年金保険は適用されていなかった。その後、労働組合が設立され、同保険に加入できるようになったことから、昭和 36 年 6 月 1 日をもって、同保険に加入した。」と供述していること、及びこれら 5 人のうち 2 人が「厚生年金保険に加入していなかった期間において、給与から厚生年金保険料が控除されるようなことは無かった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人について、入社日から厚生年金保険が適用され、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 43 年 9 月まで

A社に勤務していた昭和 39 年 10 月から 43 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額とそれに基づく控除額が、自分が記憶している当該事業所から実際にもらった給与額及び控除額より低いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の同僚の一人は「厚生年金保険料の控除について疑問に思ったことは無い。」旨を供述しているほか、申立人及び同僚の被保険者原票をみても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、オンライン記録によると、申立事業所は昭和 43 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立期間の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、ほかに控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 2 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 50 年 1 月 2 日に A 社（現在は、B 社）に入社して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同年 2 月 1 日になっている。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、雇用保険の加入記録によると、昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していること及び B 社が保管する「保険等記録簿」によると、同年 2 月 1 日に入社したことがそれぞれ確認できる上、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「保険等記録簿以外に申立期間当時の記録書類及び関係資料が無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態等については、全く不明である。」と供述している。

また、申立人が、当該事業所に一緒に入社したとして名前を挙げた同僚一人についても、所在が不明のため供述を得ることはできなかったが、当該同僚は前述の「保険等記録簿」によると、入社日が昭和 50 年 2 月 1 日となっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、同年 2 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社が保管する「保険等記録簿」において、申立人と一緒に、昭和

50年2月1日に入社した記録がある同僚13人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果においても、いずれの同僚も、同年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚24人に対し、申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、回答があった10人のうち1人が、「申立人が申立期間において、A社に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで

事業主である私の夫が、社会保険料の支払いで社会保険事務所（当時）の担当者に相談したところ、担当者がその場で標準報酬を 9 万 8,000 円に減額処理したが、申立期間の標準報酬月額を当初の 41 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及びオンライン記録において、事業主の妻であった申立人が、申立期間当時、A社の取締役として同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は当初申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、平成 17 年 2 月 7 日付けで、15 年 9 月 1 日及び 16 年 9 月 1 日の定時決定を取り消し、15 年 1 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の専務取締役である上、i) 申立人が「社会保険事務を担当していた。」と供述していること、ii) 複数の同僚が、「申立人は、当該事業所で給与事務、社会保険事務及び会社の資金管理等を行っており、経営全般に携わっていた。」と供述していること、iii) 申立人は「当該事業所では、当時、社会保険の滞納があり、事業主が社会保険事務所に相談に行き、標準報酬月額の減額訂正処理したことを、事業主から聞いた。」と供述していること、iv) 平成 17 年 2 月 7 日付けで、事業主及び申立人の標準報酬月額のみが減額訂正されていることから判断すると、申立人は当該事業所の社会保険事務の担当取締役として、標準報酬月額の減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票には、当該事業所は、平成 15 年 2 月

分から社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）を断続的に滞納し始め、同年4月から21年9月までの間に申立人が34回にわたり滞納整理に係っていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月末から 46 年 6 月まで
② 昭和 49 年 4 月末から同年 8 月まで

申立期間①については、A市役所B課でC職として、D業務を行っていた。
申立期間②については、E地区にあるF社においてG職として勤務していた。

しかし、いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A市H部I課に照会したところ、「申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書を確認したが、申立人に関する記録は確認できなかった。」と回答しており、また、同市J部K課にC職について照会したところ、「申立期間①当時、C職という制度があったのか、また、その雇用形態等がどのようなものであったのかについては資料が無いため不明である。当市では現在、嘱託職員としてL職を委嘱しており、厚生年金保険に加入させているが、1週間の労働時間は29時間であり、事務室において執務している。」と回答しており、申立人の勤務の実態が確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時に一緒にC職をしていた同僚を覚えておらず、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、申立人はC職の業務内容について、「D業務で、勤務時間は4時間弱であり、それ以外は家に帰っていた。」と供述しているところ、所定の労働時間が通常の就労者の4分の3を満たしておらず、申立人は厚生年金保

険の被保険者とすべき常用的使用関係にはなかったものと推認される。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①においては国民年金の被保険者となっている上、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び事業主が保管する従業員名簿により、申立人が申立期間においてF社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時は、事務所に所属していた事務職員については厚生年金保険に加入させていたが、これ以外のM業務担当従業員等は、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。すべての従業員を厚生年金保険に加入させるようにしたのは、昭和49年10月以降であった。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時に一緒に働いていた同僚を覚えていないことから、当該事業所が保管する従業員名簿から申立人と同時期に入社したことが確認できる同僚18人について、健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険及び健康保険の加入記録を調査したところ、申立期間②において全員が健康保険のみの被保険者となっていたことが確認できる。一方、その後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は11人で、いずれもその資格取得日は昭和49年10月1日となっている上、被保険者の資格取得が確認できない7人は、前述の従業員名簿により同年10月1日以前に当該事業所を退職していることが確認できる。

さらに、前述の同僚のうち厚生年金保険の加入記録が確認できる11人のうち所在が確認できた8人に対して、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について照会し、6人から回答を得たところ、このうち3人は「G職などのM業務担当者やN業務担当などの社員は、昭和49年10月から厚生年金保険に加入した。」と供述しており、この供述は、事業主が供述している内容と一致していることから、申立期間当時は、当該事業所では、M業務担当の従業員に対しては厚生年金保険に加入させない取扱いがなされていたと考えられる。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から53年6月30日まで
申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険の標準報酬月額20万円に相当する給与を受給していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、昭和59年6月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事務担当者は既に死亡しているほか、申立人は、「当時の決算書類や給与に係る資料等については、事業所を譲渡したため分からない。」と供述していることから、事業所を譲り受けた者に照会したが、「昭和58年2月から経営に参画しているが、申立期間当時の資料等については分からない。」と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時に当該事業所の代表取締役であったと主張しているところ、商業登記簿の記録では確認できないが、当該事業所の税務処理を受託していた会計事務所の担当者及び当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者の供述から判断すると、申立人は申立期間当時、代表取締役であったことが推認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険被保険者のうち、申立期間において標準報酬月額の顕著な減額処理がされているのは申立人のみである上、申立人は、「当時、代表者印は私が管理し、各種届出書類等に

も私が必ず押印していた。」と供述している。

これらのことを踏まえると、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立てどおりの標準報酬月額20万円に相当する給与を受給していた事実を確認することができる資料及び周辺事情は見当たらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

北海道厚生年金 事案 1854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年から26年11月1日まで

申立期間は、A社(後にB社、その後C社に名称変更)に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和15年から17年6月1日までの期間については、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)に基づく、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。

また、A社は、昭和17年6月1日の労働者年金保険法施行により、同法に基づく適用事業所となっているが、当該事業所の承継事業所であるC社は、オンライン記録によると平成14年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても13年7月11日に解散している上、B社の商業登記簿謄本上に記録されている役員のうちA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において記録がある者は3人のみであるが、このうちの一人は既に死亡しており、残る二人は連絡先が判明しないほか、他の役員についても連絡先が判明しないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等についての関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、C社の代表取締役及び清算人であった者は、「申立期間当時を知る者として私が記憶している者は、全員他界している。また、社員名簿等を含む関係書類は廃棄済みであるため詳細を確認することはできない。なお、申立期間は戦争前後の混乱期であり、厚生年金保険の事務処理が適切に行われること

は望み難かったと思う。」と供述している上、A社の事業主の子息は、「申立人は、私がA社で働き始めた昭和16年ごろには既に勤務し、その後は22年ぐらいいまで勤務していたことを記憶している。また、当時、作業員のほとんどは厚生年金保険には加入させていなかったのではないか。34年以前は厚生年金保険には希望する者のみが加入しており、同年ごろ以降から強制加入になったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することができない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、3人から回答があったものの、いずれの者も申立人を記憶していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての供述は得られなかった。

なお、上記の回答があったうちの一人は、「昭和25年10月ごろに私の父親が入社して厚生年金保険の事務手続に携わることとなった。しかし、父親が、それまで同保険に係る事務手続は適切に行われていなかったようだと話していたのを記憶している。」と供述している。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 3 日から 40 年 1 月 20 日まで
年金受給のために厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の事業所は同一事業所であるにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月ごろから同年 12 月ごろまで

申立期間については、A社B支店（現在は、C社）に勤務していた。入社当初はD業務を担当し、数か月後にE業務担当として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況についてC社に照会したところ、「当時の関係書類が無く、また、当時の事務担当者も分からないため、不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた3人の同僚のうち所在が確認できた一人に照会したが、「申立人のことは記憶していない。厚生年金保険の加入についても分からない。」と供述しており、他の二人については、申立人は姓のみを記憶しているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に当該姓の者は記載されておらず、当該事業所において同保険の被保険者資格を取得した形跡は無い。

さらに、被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「当該事業所には試用期間があった。」と述べており、それぞれ、自身の記憶する入社日から約3か月後、又は約5か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、入社後すぐには同保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記

録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成5年8月まで

申立期間はA社（現在は、B社）に勤務し、C業務を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社が発行した表彰状から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に求職登録し、C業務等に従事していたことは認められるが、当該事業所に社員として勤務していた事実までは確認できない。

また、B社に照会したところ、「当社は、厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者であり、求職登録者を求人登録者に紹介するのが業務であることから、当社がC業務等の求職登録者を雇用することは無い。C業務従事の登録者の場合、雇用主は個人であり、賃金に当たるC業務料も雇用主である個人が負担することから、社会保険の適用にはならない。」と回答しており、申立人が当該事業所で雇用されていたことを裏付ける供述は得られなかったほか、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定によれば、有料職業紹介事業者は、厚生労働大臣（当時は、労働大臣）の許可を受けて、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を、求人者から手数料を徴収してあつせんするものであることを踏まえると、当該事業所がC業務従事者等を直接雇用していたとは考え難い。

さらに、申立人が当該事業所の事務担当者であったとする者に照会したとこ

ろ、「申立人については記憶があるが、申立人はA社にC業務の求職者として登録していた者であり、同社の社員であったことは無いことから、同社から給与を支給したことは無く、社会保険料を控除することも無い。申立人が受け取っていたのは給与ではなく、雇用主である個人から支払われるC業務料金であり、その金額の10パーセントを同社が雇用主である個人から手数料として受け取る仕組みであった。手数料は、C業務料金と一緒に雇用主である個人から登録者に渡され、登録者は受け取った手数料をそのまま同社に納めていた。また、C業務料金は雇用主である個人との話し合いで口座振込となることがあり、雇用主である個人が急に亡くなった場合等には、同社が一旦それまでのC業務料を受け取り、同社から登録者の口座に振り込むこともあったことから、同社からの給与と誤解したのではないか。」と回答しており、申立人が当該事業所で給与の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「給与はすべて会社から口座に振り込まれており、個人から賃金を受け取ったことは無い。」と主張するが、申立人が保管する当該事業所が発行した領収書によれば、申立人が、雇用主である個人からC業務料金と共に受け取った平成4年10月1日から同年10月10日までの10日分の当該事業所が受け取るべき手数料を、当該事業所に支払ったことが確認できることから、当該主張は不自然であるとともに、当該領収書は上述の事務担当者の供述をも裏付けるものとなっており、ほかに申立人が当該事業所で雇用されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、「当時、C業務従事者は11人おり、自分を除く全員が厚生年金保険に加入していると当該事業所の事務担当者に言われた。」と主張するが、当該事務担当者に照会したところ、「申立人とは、最近話したことは無く、そのようなことも言っていない。」と供述している上、申立人は、当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に係る厚生年金保険の加入状況について確認することもできない。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち平成4年4月から5年8月までの期間において、国民年金に任意加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無いほか、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
昭和 26 年 11 月から 34 年 2 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、30 年 8 月 1 日から同社が新設した C 工場に転勤となり、D 業務等に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 30 年 8 月 1 日に、A 社から同社が新設した C 工場に転勤した。」と主張するが、B 社が保管する辞令簿によれば、申立人が C 工場に異動したのは昭和 28 年 12 月 1 日であったことが確認できる上、申立人が同工場の工場長であったとする者及び E 職であったとする者は、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の同工場における勤務期間について確認することはできない。

また、B 社に照会したところ、「C 工場は、A 社が昭和 28 年 10 月に設立したものであるが、31 年 4 月に同社が改組され、B 社となった際に、同工場のような F 事業が当社の事業になじまないため、当時の役員や職員有志が出資して、同年 8 月に G 社を設立し、職員の一部を移籍させた上で、同年 11 月に同工場の経営を委譲した。同工場の従業員は、当初、A 社で一括して厚生年金保険に加入させていたが、同年 11 月 1 日以降は G 社が同保険の適用事業所となったため、同社で厚生年金保険に加入させた。申立人が申立期間において同工場に勤務していたのであれば、G 社に在籍していたことになるが、当社が保管する同社に移籍した者の辞令簿に申立人は該当が無いことから、厚生年金保険の被保険者資格喪失と同時に A 社を退職し、出入り業者に移ったものと考えら

れる。」と回答しており、申立人が申立期間においてC工場に勤務していたことを裏付ける供述や資料は得られなかった。

さらに、G社に照会したところ、「当社は昭和31年8月に設立され、同年11月にA社からC工場の経営を引き継いでいる。申立人が当社に在籍していたかどうかは不明であるが、申立期間において同社に勤務していたのであれば、同年11月以降はC工場が既に同社の施設ではなくなっているため、同工場に勤務していたとするのは不自然である。」と回答しており、申立人が申立期間において同社C工場に勤務していたことを裏付ける供述や資料は得られなかった。

加えて、B社及びG社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、両事業所で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人のうちC工場に勤務していたとの供述が得られた二人は、いずれも、「申立人を知っているが、C工場に出入りしていたのを見かけただけで、同工場で一緒に勤務していたことは無い。」と供述している一方で、「私は、昭和31年にC工場の経営主体が替わったことは知っており、申立人も同工場に継続して勤務していたのであれば、経営委譲のことは知っているはずである。申立人は、当時、同工場に勤務していたのではなく、同工場の工場長が経営していた出入り業者に移っていたのではないか。」と供述している。

その上、B社及びG社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間前後に両事業所のいずれかで厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、このうちC工場と取引があったH社に勤務していたとの供述が得られた一人は、「私は高等学校を卒業した昭和29年にI業務等を行うJ社に勤務し、経理事務を担当していたが、翌年の30年夏ごろに申立人が入社してきた。当時、J社はC工場に資材を納入していたが、経営が思わしくなかったため、K社が経営を引き継ぎ、C工場の工場長がやってきた。私は32年1月に同社を退社し、G社に入社したが、申立人はその後もK社に残っていた。」と供述しているところ、商業登記簿謄本の記録によると、H社は昭和30年4月5日に法人登記され、同年6月20日には申立人がC工場の工場長であったとする者がH社の取締役就任したことが確認できるとともに、31年5月29日に商号がK社に変更されたことが確認できる一方で、K社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及びC工場の工場長であったとする者は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所となった34年3月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、申立人は、A社のC工場に28年12月1日から勤務し、同社を30年7月末に退社した後、取引先であったH社に入社し、同社がK社に商号変更した後、厚生年金保険の適用事業所となった時点で同保険に加入するまで同社に継続して勤務していたものと考え

るのが妥当であり、ほかに申立人が申立期間においてC工場に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 40 年 4 月 1 日に職員採用前提の臨時雇用員としてA社B支店C事業所に配属され、同年 10 月 1 日に試用員発令を受けた後、同年 12 月 1 日に職員発令を受けて共済組合員となったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。自分と同様に採用時からの同保険の加入記録が確認できなかった同僚二人は、記録の訂正申請を行ったところ、いずれも認められている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する人事記録により、申立人が、申立期間を含む昭和 40 年 4 月 1 日から試用員となる同年 10 月 1 日までの期間において、B支店C事業所に臨時雇用員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の照会に対するD社の回答によると、「A社では、臨時雇用員の厚生年金保険等への加入を進めるため、臨時雇用員等社会保険事務処理規程を整備していたものの、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた。」としており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを確認できる資料は得られなかった。

また、申立人が同期採用の同僚であるとする者 14 人のうち、生存及び所在が確認された者 12 人に照会したところ、回答があった 9 人のうち、B支店E事業所で臨時雇用員として採用されたとの供述が得られた者二人及び同支店F事業所で臨時雇用員として採用されたとの供述が得られた者 3 人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、いずれも自身が記憶する入社時期と同

保険の被保険者資格取得時期が合致することが確認できる一方で、同支店C事業所で臨時雇用員として採用されたとの供述が得られた者3人のうち2人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、いずれも、自身が記憶する入社時期から13か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、他の一人は、共済組合員となる以前の期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、同支店G事業所で臨時雇用員として採用されたとの供述が得られた者一人は、自身が記憶する入社時期から3か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において、同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、昭和40年5月又は同年6月にB支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者17人に照会したところ、このうち3人から「事業所で臨時雇用員として採用された。」との供述が得られたものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該3人のうち同支店H事業所で採用されたとする者一人は、自身が記憶する入社時期から2か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同支店C事業所で採用されたとする者二人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ2か月後、9か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これらの者からも、同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において、同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、上述の申立人が同僚として挙げた者のうち二人、及び昭和40年5月又は同年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち一人は、いずれも、「当時、臨時雇用員の雇用権限は事業所長にあり、採用や社会保険加入の基準は事業所によって異なっていた。」と供述しており、上述の事業所の回答、及び上述の事業所ごとの厚生年金保険加入状況、取り分け、C事業所で臨時雇用員として採用された者で採用と同時に同保険の被保険者資格を取得した者が確認できないことを踏まえると、当時、B支店では、事業所ごとに臨時雇用員を同保険に加入させる時期が異なっており、C事業所においては、臨時雇用員として採用後、一定期間を置いて同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えてるのが妥当である。

加えて、申立人は、「自分と同様に採用時からの厚生年金保険の加入記録が確認できなかった同僚二人は、記録の訂正申請を行ったところ、いずれも認められた。」と主張するが、オンライン記録によれば、これらの者は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された加入記録が基礎年金番号に未統合となっていたものが、本人の申出により統合されたものであることが確認できるところ、申立人のB支店に係る同原票に記載された資格取得年月日はオンライン記録と同日の昭和40年6月1日であることが確認でき、ほかに申

立人に係る未統合記録も確認できない。一方、両人に照会したところ、回答があった一人は、「採用時の配属先はI事業所であった。」と供述しており、他の一人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票から判断すると、採用時の配属先はJ支店管内の事業所であったと考えられることから、いずれも申立人とは採用時の配属先が異なることが確認できる。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和40年6月1日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致する。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月10日から24年11月21日まで
② 昭和27年11月1日から29年11月1日まで

A社に昭和20年10月15日から32年7月11日まで途切れることなく勤務していたのに、両申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和53年4月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時の事業主も既に死亡している上、商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる者二人は、いずれも、所在を確認することができなかったため、申立人の両申立期間における当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両申立期間の全部又は一部の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できた者のうち、所在が確認できた19人に対し、両申立期間当時の申立人の勤務状況について照会したところ、14人から回答があったが、このうち6人は「申立人はB業務担当として勤務していた。」と供述しているものの、6人全員が「両申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたか否かは分からない。」と供述している上、他の8人からは、申立人が両申立期間に当該事業所において勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失はそれ

ぞれ3回あることが記録されており、i) 1回目は、昭和20年10月15日に被保険者資格を取得し、23年4月10日に同資格を喪失しており、その際の整理番号は*番を付されていること、ii) 2回目は、24年11月21日に被保険者資格を取得し、27年11月1日に同資格を喪失しており、その際の整理番号は*番を付されていること、iii) 3回目は、29年11月1日に被保険者資格を取得し、32年7月11日に同資格を喪失しており、その際の整理番号は*番を付されていることが確認できるが、これらの間の整理番号に欠番は無く、記載内容にも不自然な点はみられない。

なお、申立人の娘から「当該事業所は、C社に名称が変わっているのですが、同社についても調べてほしい。」と申立てがあったことについて、同社に対し、当該事業所との関係について照会したところ、「当社とA社の社長は従兄弟どうしであったが、両社に資本関係はまったくない。また、A社関係の資料は当然保管しておらず、昭和20年代のことを記憶している社員もいない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、両申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番が見られないことから、申立人が両申立期間において同社に勤務していたとは考え難い。

加えて、申立人が両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 20 日から 31 年 4 月 17 日まで
② 昭和 63 年 1 月 16 日から同年 6 月 16 日まで
③ 平成 8 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A事業所、申立期間②は、B社、申立期間③は、C社に勤務しており、いずれも途中退社はせず、継続して勤務していたが、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格取得記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所は昭和 42 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無いことから役員に照会することもできず、申立人の申立期間①における当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、商業登記簿謄本により代表取締役が当該事業所の事業主と同一人物であるD社が存在したこと、及びオンライン記録により同社が昭和 26 年 1 月 1 日から 43 年 3 月 30 日までの期間、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できたが、同社の役員は既に死亡しているため、申立人が申立期間①において同社に勤務していたか否かについて確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の名前が欠落したとは考え難い。

さらに、オンライン記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格取得記録のある者 11 人に対し、申立人の申立期間

①における勤務状況を照会したところ、11人中10人は「申立人と一緒に勤務した記憶が無い。」と供述している上、申立人を記憶しているとする他の一人は「私は、申立期間①当時、E業務担当として勤務していたが、申立人は長く勤務していなかった上、事務を行っていたのではなく、F業務を行っていた。事務を行っていたのは申立人のお父さんで、申立人ではない。」と供述しており、いずれの者からも、申立人が申立期間①に当該事業所において勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和30年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し同年9月20日に同資格を喪失しているが、その際の整理番号は*番が付されており、一方、31年4月17日に当該事業所において再度同資格を取得している際の整理番号は*番が付されていることが確認でき、この間の整理番号に欠番は無く、記載内容にも不自然な点はみられない。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社は、平成10年1月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者は、オンライン記録において当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が無く、所在も不明であることから、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚11人に対し、申立人の申立期間②における勤務状況について照会したところ、6人から回答を得たが、このうち、申立期間②当時に経理事務を担当していたとする者は「申立人は、G業務担当であったが、申立期間②当時は業界内でG業務担当者の引き抜きがよく行われていた時期で、申立人も当該事業所から別の事業所に移ったのだと思う。そこでの業績が順調ではなかったため、再度当該事業所に戻ったのではないかと思う。」と供述しているほか、他の5人からも申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、昭和63年1月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが記録されている同原票には、同年同月19日に健康保険証が返納されたことが記録されており、同原票に不自然な記録訂正等の形跡は見られない。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和63年1月15日に同社を離職した後、同年6月16日に再度被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間②において、雇用保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる。

その上、申立人が申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、C社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の事業主及び商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる者合計二人は、いずれも、所在を確認することができなかつたため、申立人の申立期間③における当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚二人、申立期間③に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚7人の合計9人に対し、申立人の申立期間③における勤務状況について照会したところ、二人から回答を得たが、いずれも申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、i) 申立人が平成8年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時の健康保険証は、同年同月9日に回収されたこと、ii) 申立人は同年同月1日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、健康保険任意継続被保険者資格取得申請書を「自分で提出した。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成8年1月31日に同社を離職した後、同年4月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人は申立期間③において、雇用保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる。

その上、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 13 日から 29 年 2 月 1 日まで

定時制高校に通学しながら勤務していた事業所を退職後、すぐに職業安定所で紹介してもらったA社に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間に当該事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及びそのうちの一人から提供のあった昭和 28 年秋に撮影したとする記念写真(写し)の中に申立人がいることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているほか、商業登記簿謄本により申立期間当時に役員であったことが確認できる二人も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立期間の当該事業所の商業登記簿謄本における商号はB社となっているが、同名称による厚生年金保険の適用事業所は存在しないことが、オンライン記録により確認することができる。

また、申立人が記憶している同僚のうち、申立人と同じ業務を行っていたとする者は「当該事業所に勤務していた期間のうち、昭和 28 年 4 月から 29 年 1 月までの期間は自分も厚生年金保険の加入記録が無いが、理由は不明である。」と供述しており、オンライン記録によると、当該同僚は、当該事業所において

昭和 27 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、29 年 2 月 1 日に再度被保険者資格を取得するまでの期間、当該事業所において被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

さらに、前述の同僚が記憶している別の同僚一人については、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 40 年 6 月 1 日と記録されているところ、同人は「当該事業所には申立期間も勤務していたが、継続した勤務ではなく、短期間ずつの勤務であったため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人が記憶している同僚等 6 人のうち所在を確認することができた 3 人及びそのうちの一人から紹介があった同僚一人の合計 4 人（前述の二人を含む。）並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 25 年 5 月 1 日から 31 年 3 月 10 日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる 19 人のうち、唯一所在を確認することができた同僚一人の合計 5 人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、いずれの者からも、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。